

設楽町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和7年12月26日

設楽町長 土屋 浩

## 令和7年設楽町条例第27号

### 設楽町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

設楽町下水道事業の設置等に関する条例(令和4年設楽町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「81.5ヘクタール」を「87.4ヘクタール」に改め、同項第3号中「1,000人」を「900人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

設楽町下水道事業の設置等に関する条例（令和4年設楽町条例第25号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水区域面積は、<u>87.4ヘクタール</u>とする。</p> <p>(3) 排水人口は、<u>900人</u>とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水区域面積は、<u>81.5ヘクタール</u>とする。</p> <p>(3) 排水人口は、<u>1,000人</u>とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>